

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年12月4日

**【会社名】** ソーバル株式会社

**【英訳名】** Sobal Corporation

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長最高執行役員 推 津 順 一

**【本店の所在の場所】** 東京都大田区下丸子三丁目25番14号 ソーバルビル

**【電話番号】** 03-5482-1222(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員 経理財務部長 岩 崎 恭 治

**【最寄りの連絡場所】** 東京都大田区下丸子三丁目25番14号 ソーバルビル

**【電話番号】** 03-5482-1222(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員 経理財務部長 岩 崎 恭 治

**【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】** 株式

**【届出の対象とした募集(売出)金額】**

入札による募集	円
入札によらない募集	円
ブックビルディング方式による募集 (引受人の買取引受による売出し)	153,000,000円
入札による売出し	円
入札によらない売出し	円
ブックビルディング方式による売出し (オーバーアロットメントによる売出し)	123,000,000円
入札による売出し	円
入札によらない売出し	円
ブックビルディング方式による売出し	45,000,000円

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成20年11月10日付をもって提出した有価証券届出書及び平成20年11月25日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集300,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し280,000株(引受人の買取引受による売出し205,000株・オーバーアロットメントによる売出し75,000株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成20年12月3日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
  - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
  - (1) 新規発行による手取金の額
  - (2) 手取金の使途

#### 第2 売出要項

- 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)
- 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)
  - (2) ブックビルディング方式
- 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)
- 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)
  - (2) ブックビルディング方式

#### 募集又は売出しに関する特別記載事項

- 2 . グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_野で示してあります。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)
普通株式	300,000

- (注) 1 平成20年11月10日開催の取締役会決議によっております。
- 2 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。
- 3 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 . ロックアップについて」をご覧ください。

(訂正後)

種類	発行数(株)
普通株式	300,000

- (注) 1 平成20年11月10日開催の取締役会決議によっております。
- 2 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し75,000株を追加的に行います。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。
- 3 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 . ロックアップについて」をご覧ください。

## 2 【募集の方法】

(訂正前)

平成20年12月3日に決定される引受価額にて、引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(平成20年11月21日開催の取締役会において決定された払込金額(510円)と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社ジャスダック証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	300,000	153,000,000	105,000,000
計(総発行株式)	300,000	153,000,000	105,000,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。  
 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。  
 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。  
 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり仮条件(600円～800円)の平均価格(700円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。  
 5 仮条件(600円～800円)の平均価格(700円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は210,000,000円となります。

(訂正後)

平成20年12月3日に決定された引受価額(555円)にて、引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(600円)で募集を行います。

引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社ジャスダック証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	300,000	153,000,000	83,250,000
計(総発行株式)	300,000	153,000,000	83,250,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。  
2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。  
3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。  
4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であります。

(注) 5の全文削除

## 3 【募集の条件】

## (2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	510	未定 (注)3	100	自 平成20年12月5日(金) 至 平成20年12月10日(水)	未定 (注)4	平成20年12月11日(木)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、600円以上800円以下の価格といたします。

仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

なお、当該仮条件は変更されることがあります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成20年12月3日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申告の受けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額(510円)及び平成20年12月3日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 平成20年11月10日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成20年12月3日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株券受渡期日は、平成20年12月12日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。株券は株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に金融商品取引業者に通知された方には、上場(売買開始)日以降に金融商品取引業者を通じて株券が交付されます。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。なお、申込み在先立ち、引受人もしくはその委託販売先金融商品取引業者に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行う場合、その期間は平成20年11月26日から平成20年12月2日までの予定であります。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

8 引受価額が発行価額(510円)を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
600	555	510	277.5	100	自 平成20年12月5日(金) 至 平成20年12月10日(水)	1株に つき 600	平成20年12月11日(木)

- (注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。
- 公募増資等の決定に当たりましては、600円以上800円以下の仮条件に基づいてブックビルディングを実施いたしました。当該ブックビルディングにおきましては、募集株式数300,000株、引受人の買取引受による売出株式数205,000株及びオーバーアロットメントによる売出株式数75,000株(以下総称して「公開株式数」という。)を 目途に需要の申告を受け付けました。その結果、申告された総需要株式数は、公開株式数を上回る状況であったこと、申告された総需要件数が多数にわたっていたこと、申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと、 が特徴として見られましたが、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき600円と決定いたしました。 なお、引受価額は1株につき555円と決定いたしました。
- 2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(600円)と発行価額(510円)及び平成20年12月3日に決定した引受価額(555円)とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 平成20年11月10日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成20年12月3日に資本組入額(資本金に組入れる額)を1株につき277.5円に決定いたしました。
- 4 申込証拠金には、利息をつけません。  
申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき555円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株券受渡期日は、平成20年12月12日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。株券は株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に金融商品取引業者に通知された方には、上場(売買開始)日以降に金融商品取引業者を通じて株券が交付されます。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 8の全文削除

## 4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券エスエムピー シー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1 号	199,100	1 買取引受けによりま す。 2 引受人は新株式払込金 として、平成20年12月 11日までに払込取扱 場所へ引受価額と同 額を払込むこととい たします。 3 引受手数料は支払われ ません。ただし、発行 価格と引受価額との 差額の総額は引受人 の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	40,400	
みずほインベスターズ証 券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13 番16号	10,100	
コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目8番12号	10,100	
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号	10,100	
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	10,100	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	10,100	
S M B C フレンド証券株 式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号	5,000	
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	5,000	
計		300,000	

- (注) 1 上記引受人と発行価格決定日(平成20年12月3日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
- 2 引受人は、上記引受株式数のうち、5,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券エスエムピー シー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1 号	199,100	1 買取引受けによりま す。 2 引受人は新株式払込金 として、平成20年12月 11日までに払込取扱 場所へ引受価額と同 額(1株につき555円) を払込むことといた します。 3 引受手数料は支払われ ません。ただし、発行 価格と引受価額との 差額(1株につき45 円)の総額は引受人の 手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	40,400	
みずほインベスターズ証 券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13 番16号	10,100	
コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目8番12号	10,100	
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号	10,100	
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	10,100	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	10,100	
S M B C フレンド証券株 式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号	5,000	
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	5,000	
計		300,000	

- (注) 1 上記引受人と平成20年12月3日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
- 2 引受人は、上記引受株式数のうち、900株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売いたします。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
210,000,000	46,000,000	164,000,000

(注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件(600円～800円)の平均価格(700円)を基礎として算出した見込額であります。平成20年11月21日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
166,500,000	46,000,000	120,500,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

2 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注) 1の全文削除及び2、3の番号変更

## (2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額164,000千円については、東北地方における技術センター開設に伴う敷金の差入及び附属設備等の購入に40,000千円、残額を東京都における技術センター及び研修センターの開設に伴う土地、建物並びに附属設備等の購入に充当する予定であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照下さい。

(訂正後)

上記の手取概算額120,500千円については、東北地方における技術センター開設に伴う敷金の差入及び附属設備等の購入に40,000千円、残額を東京都における技術センター及び研修センターの開設に伴う土地、建物並びに附属設備等の購入に充当する予定であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照下さい。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(訂正前)

平成20年12月3日に決定される引受価額にて、引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
	ブックビルディング方式	205,000	143,500,000	神奈川県横浜市港北区樽町 1-18-4 カーサルナ206 推津 敦 35,000株  東京都杉並区久我山 5-29-6 川下 奈々 35,000株  東京都西東京市谷戸町 3-13-50 推津 順一 85,000株  東京都西東京市谷戸町 3-13-50 推津 幸子 50,000株
計(総売出株式)	205,000	143,500,000		

(注) 1 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。

2 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3 売出価額の総額は、仮条件(600円～800円)の平均価格(700円)で算出した見込額であります。

4 売出数等については今後変更される可能性があります。

5 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

6 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 . ロックアップについて」をご覧ください。

(訂正後)

平成20年12月3日に決定された引受価額(555円)にて、引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格600円)で売出しを行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
	ブックビルディング方式	205,000	123,000,000	神奈川県横浜市港北区樽町 1-18-4 カーサルナ206 推津 敦 35,000株  東京都杉並区久我山 5-29-6 川下 奈々 35,000株  東京都西東京市谷戸町 3-13-50 推津 順一 85,000株  東京都西東京市谷戸町 3-13-50 推津 幸子 50,000株
計(総売出株式)	205,000	123,000,000		

(注) 1 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。

2 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

4 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 . ロックアップについて」をご覧ください。

(注) 3、4の全文削除及び5、6の番号変更

## 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

## (2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注)1 (注)2	未定 (注)2	自 平成20年 12月5日(金) 至 平成20年 12月10日(水)	100	未定 (注)2	引受人及び その委託販 売先金融商 品取引業者 の本支店及 び営業所	東京都千代田区 丸の内一丁目9番1号 大和証券エスエムビーシー 株式会社	未定 (注)3

- (注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。
- 2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売  
出価格決定日(平成20年12月3日)に決定いたします。  
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 4 上記引受人と平成20年12月3日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、  
同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
- 5 株券受渡期日は、上場(売買開始)日(平成20年12月12日(金))であります。株券は機構の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。  
なお、株券の交付を希望する旨を事前に金融商品取引業者に通知された方には、上場(売買開始)日以降に金融商品取引業者を通じて株券が交付されます。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

(訂正後)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約 の内容
600	555	自 平成20年 12月5日(金) 至 平成20年 12月10日(水)	100	1株に つき 600	引受人及び その委託販 売先金融商 品取引業者 の本支店及 び営業所	東京都千代田区 丸の内一丁目9番1号 大和証券エスエムビーシー 株式会社	(注)3

- (注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。
- 2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 3 元引受契約の内容  
金融商品取引業者の引受株数 大和証券エスエムビーシー株式会社 205,000株  
引受人が全株買取引受けを行います。  
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき45円)の総額は引受人の手取金となります。
- 4 上記引受人と平成20年12月3日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
- 5 株券受渡期日は、上場(売買開始)日(平成20年12月12日(金))であります。株券は機構の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。  
なお、株券の交付を希望する旨を事前に金融商品取引業者に通知された方には、上場(売買開始)日以降に金融商品取引業者を通じて株券が交付されます。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

## 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
	ブックビルディング方式	75,000	52,500,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券エスエムピーシー株式会社
計(総売出株式)		75,000	52,500,000	

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券エスエムピーシー株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券エスエムピーシー株式会社は、平成20年12月12日から平成21年1月9日までの期間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、金融商品取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
- 3 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、金融商品取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、仮条件(600円～800円)の平均価格(700円)で算出した見込額であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
	ブックビルディング方式	75,000	45,000,000	東京都千代田区 丸の内一丁目9番1号 大和証券エスエムピー シー株式会社
計(総売出株式)		75,000	45,000,000	

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果行われる大和証券エスエムピーシー株式会社による売出しであります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券エスエムピーシー株式会社は、平成20年12月12日から平成21年1月9日までの期間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、金融商品取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . グリーンシュエオープンとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
- 3 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、金融商品取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

(注) 5 の全文削除

## 4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

## (2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注)1	自 平成20年 12月5日(金) 至 平成20年 12月10日(水)	100	未定 (注)1	大和証券エスエム ビーシー株式会社及 びその委託販売先金 融商品取引業者の本 支店及び営業所		

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(平成20年12月3日)において決定する予定であります。
- 3 株券受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株券受渡期日と同じ上場(売買開始)日(平成20年12月12日)の予定であります。株券は機構の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に金融商品取引業者に通知された方には、上場(売買開始)日以降に金融商品取引業者を通じて株券が交付されます。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券エスエムビーシー株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

(訂正後)

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
600	自 平成20年 12月5日(金) 至 平成20年 12月10日(水)	100	1株につき 600	大和証券エスエム ビーシー株式会社及 びその委託販売先金 融商品取引業者の本 支店及び営業所		

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、平成20年12月3日において決定いたしました。
- 3 株券受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株券受渡期日と同じ上場(売買開始)日(平成20年12月12日)の予定であります。株券は機構の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に金融商品取引業者に通知された方には、上場(売買開始)日以降に金融商品取引業者を通じて株券が交付されます。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券エスエムビーシー株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 2. グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利(以下、「グリーンシュエオプション」という。)を、平成21年1月9日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。

また、主幹事会社は、上場日(売買開始日)から平成21年1月9日までの間、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

(略)

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数(75,000株)を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利(以下、「グリーンシュエオプション」という。)を、平成21年1月9日を行使期限として当社株主から付与されております。

また、主幹事会社は、上場日(売買開始日)から平成21年1月9日までの間、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数(75,000株)を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

(略)